

ホワイトプラン電力Ⅰ

(24時間通電型)

低圧特別約款
(料金表)

2023年7月1日 実施

 北陸電力株式会社

I 本 則

1 契約種別

この低圧特別約款（料金表）のホワイトプラン電力Ⅰ（24時間通電型）（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は、ホワイトプラン電力Ⅰ（24時間通電型）といたします。

2 適用範囲

融雪などのために毎年、一定期間を限り、2月以上継続して使用する電熱需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、お客さまがこの料金表の適用を希望され、この料金表実施の際現に変更前の低圧特別約款（料金表）のホワイトプラン電力Ⅰ（24時間通電型）の適用を受けている場合に適用いたします。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）1（適用）(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

4 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

5 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力とし、1キロワット以上といたします。

6 供給条件

(1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

- (2) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。

7 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および要綱別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，要綱別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表 2（燃料費調整）(1)ホに定める基準燃料価格を下回る場合は，要綱別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，要綱別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が要綱別表 2（燃料費調整）(1)ホに定める基準燃料価格を上回る場合は，要綱別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(1) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	契約使用期間の最初の 2 月まで	1, 358円50銭
	2 月超過	544円50銭

(2) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25円87銭
-------------	--------

8 そ の 他

- (1) 当社は，要綱10（需給契約の単位）により，1 需要場所において1 契約種別を適用して，1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，この限りではありません。
- (2) その他の事項については，要綱によるものといたします。

(3) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

- (1) 「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。
- (2) 契約使用期間については，あらかじめ申し出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，2月を下回らないものといたします。

2 供給条件

お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者等は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、2023年7月1日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

(1) 低圧特別約款（料金表）のホワイトプラン電力Ⅱ（24時間通電型）の適用を受けているお客さまが、2024年3月31日までにこの料金表の適用を希望され、当社との協議が整った場合、本則2（適用範囲）にかかわらず、この料金表を適用いたします。ただし、変更前の低圧特別約款（料金表）のホワイトプラン電力Ⅰ（24時間通電型）から、変更前の低圧特別約款（料金表）のホワイトプラン電力Ⅱ（24時間通電型）に変更された後1年に満たない場合を除きます。

(2) 低圧特別約款（料金表）のホワイトプラン電力Ⅰの適用を受けているお客さまが、この料金表の適用を希望され、当社との協議が整った場合、本則2（適用範囲）にかかわらず、この料金表を適用いたします。

3 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、要綱19（料金の算定）および要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。